

昭和二十六年運輸省令第七十七号

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則

モーターボート競走法第二十六条の規定に基き、競走場、ボート、モーター、選手及び審判員登録規則を次のように定める。

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令で「施行者」、「競走」及び「競走実施機関」とは、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の「施行者」、「競走」及び「競走実施機関」をいう。

第二章 ボート及びモーターの登録

(登録申請の手続)

第二条 競走に使用するボート（以下「ボート」という。）の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を競走実施機関にこれを提出するものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 製造番号及びボート名
- 三 種類及び級別
- 四 最大幅及び重量
- 五 前各号に掲げるもののほか、法第三十四条第一項に規定する競走実業務規程で定める事項
- 2 前項の登録の申請は、当該ボートの所有者が行うものとする。

(登録)

第三条 競走実施機関は、前条の申請があつたときは、当該ボートを検査し、告示で定めるモーターボート競走用ボート登録規格（以下「ボート登録規格」という。）に合致していると認めるときは、次に掲げる事項をボート登録簿に記載して登録を行うものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 製造番号及びボート名
- 三 種類及び級別
- 四 最大幅及び重量
- 五 製造者の氏名又は名称及び住所
- 六 製造年月日
- 七 登録番号
- 八 登録年月日

2 ボートの登録の有効期間は、登録の日から一年とする。ただし、当該登録の有効期間の満了する日が当該ボートを使用する競走の開催日に当たる場合については、当該登録の有効期間が満了する日から連続する開催日（モーターボート競走法施行規則第十六条第二項の規定により開催日を変更する場合を含む。）の最終日まで当該登録の有効期間を延長する（第五条の規定による登録の更新をする場合を除く。）。

(登録票の交付)

第四条 競走実施機関は、前条の登録を行ったときは、ボート登録票（第一号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(登録の更新)

第五条 ボートの登録は、その登録を受けた者（以下この章において「登録者」という。）の申請により更新することができる。

2 前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書にボート登録票を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

3 競走実施機関は、前項の申請があつたときは、第三条第一項各号に掲げる事項を記載したボート仮登録票を申請者に交付するものとする。

4 競走実施機関は、第二項の申請があつたときは、当該ボートを検査し、ボート登録規格に合致していると認めるときは、更新の登録を行い、かつ、ボート登録票にその旨を記載して、ボート仮登録票と引換えに申請者に返還するものとする。

(変更の届出)

第六条 登録者は、ボート登録票の記載事項に変更があつたとき（次項に規定する場合を除く。）は、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出、かつ、当該ボート登録票を提出して訂正を受けるものとする。

2 ボートの所有者が変更した場合には、変更があつた日から三十日以内に当事者連名で競走実施機関にその旨を届け出るものとする。

3 前項の届出があつたときは、新所有者を、旧所有者の登録の有効期間内に限り当該ボートの登録者とみなす。

(登録票の再交付)

第七条 登録者は、ボート登録票を滅失し、又はき損したときは、再交付を申請することができる。

2 前項の規定により再交付を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書に当該ボート登録票（き損した場合に限る。）を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

(登録の消除等)

第八条 ポートにつき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該ポートの登録を消除し、当該登録者にその旨を通知しなければならない。

- 一 競走実施機関がポート登録規格に合致しなくなつたと認めるとき。
- 二 登録者から登録消除の申請があつたとき。
- 三 登録者が第五条第二項の手続をしないで有効期間が満了したとき。

第九条 登録者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該登録者に対し、戒告、三月以内のポートの使用停止又はポートの登録の消除をすることができる。

- 一 第六条に規定する届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

- 二 第二条第一項及び第五条第二項の申請書に虚偽の事項を記載したとき。

- 三 ポート登録票を改造し、又は当該ポート以外のポートに使用したとき。

- 2 競走実施機関は、前項の規定によりポートの使用を停止し、又は登録を消除したときは、当該登録者にその旨を通知しなければならない。

- 3 前条又は前項の規定により登録消除の通知を受けた者は、遅滞なくポート登録票を競走実施機関に返還するものとする。

(準用規定)

第十条 第二条から前条までの規定は、競走に使用するモーターの登録について準用する。この場合において、第二条第一項第二号及び第三条第一項第二号中「製造番号及びポート名」とあるのは「機関番号」と、第一条第一項第四号及び第三条第一項第四号中「最大幅及び重量」とあるのは「シリンダ容積」と、第四条中「第一号様式」とあるのは「第二号様式」と読み替えるものとする。

第三章 選手、審判員及び検査員の登録

(登録申請の資格)

第十一条 競走に出場する選手（以下「選手」という。）の登録の申請は、競走実施機関の行う資格検定試験に合格した者でなければ行ふことができない。

- 2 前項の資格検定試験は、身体、学力、人物、適性及び実技について、告示で定める資格検定試験規則に基き、毎年二回以上行ふものとする。

- 3 第一項の規定による資格検定試験に合格した者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、新たに同項の資格検定試験に合格しなければ、選手の登録の申請を行うことができない。

- 一 第一項の資格検定試験に合格した日から選手の登録を受けずに一年を経過したとき。

- 二 第十九条第五号若しくは第六号又は第二十条第一項各号のいずれかに該当し、登録を消除されたとき。

(登録申請の手続)

第十二条 選手の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を競走実施機関に提出するものとする。

- 一 氏名

- 二 生年月日

- 三 国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）

- 四 住所

- 五 選手資格検定試験の合格証書の番号

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付するものとする。

- 一 履歴書

- 二 本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し

- 三 申請者が未成年者であるときは親権者の同意書

(登録)

第十三条 競走実施機関は、前条の申請があつたときは、同条第一項各号に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を選手登録簿に記載して登録を行うものとする。ただし、第十一条第一項の資格検定試験に合格した日から申請の日までの期間が六月をこえる者又は第十九条第一号、第二号若しくは第四号に該当し登録を消除されて再登録を申請する者については、身体検査及び適性検査を行い、これに合格した者でなければ登録をしてはならない。

- 2 選手の登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(欠格事由)

第十四条 競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者として登録してはならない。

- 一 十六歳未満の者

- 二 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

- 三 競走実施機関の役員及び職員並びに審判員、競走に使用するポート及びモーターの検査員（以下「検査員」という。）、競走に係る施行者の職員その他の競走の運営に従事する者

- 四 第二十条第一項各号のいずれかに該当し、登録を消除された者であつて、消除の日から二年を経過しないもの

(登録票の交付)

第十五条 競走実施機関は、第十三条の登録を行ったときは、選手登録票（第三号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(登録の更新)

第十六条 選手の登録は、当該選手の申請により更新することができる。

2 前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書に選手登録票及び写真を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

3 競走実施機関は、前項の申請があつたときは、当該選手に対し身体検査及び適性検査を行い、これに合格したときは、更新の登録を行い、かつ、当該選手が現に有する選手登録票と引換えに新たな選手登録票を交付するものとする。

(変更の届出)

第十七条 選手は、選手登録票の記載事項に変更があつたときは、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出て、かつ、当該選手が現に有する選手登録票と引換えに新たな選手登録票の交付を受けるものとする。

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、届出書に選手登録票、写真及び変更の事実を証する書類を添えてこれを提出するものとする。

(登録票の再交付)

第十八条 選手は、選手登録票を滅失し、又はき損したときは、再交付を申請することができる。

2 前項の規定により再交付を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書及び写真に当該選手登録票(き損した場合に限る。)を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

(登録の消除等)

第十九条 選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録の消除をすることができる。

- 一 選手から登録消除の申請があつたとき。
- 二 第十六条第二項の手続をしないで有効期間が満了したとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 視力、音感その他身体の機能に支障を生じ、選手として適当でなくなつたと競走実施機関の指定する医師により認定されたとき。
- 五 正当な理由なく三年以上引き続き競走に出場しなかつたとき。
- 六 第十四条第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

第二十條 選手が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録の消除をすることができる。

- 一 選手登録票を変造し、又は他人に利用させたとき。
- 二 第十二条に規定する申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- 三 競走に関し不正な行為をしたとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、公正かつ安全な競走を行うに不適当と認められる理由があるとき。

2 競走実施機関は、前項の規定により登録を消除しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者をもつて構成される資格審査会の審査を経なければならない。

- 一 施行者の代表
- 二 競走実施機関の代表
- 三 選手の代表
- 四 審判員の代表
- 五 検査員の代表
- 六 学識経験者

3 前項の資格審査会の組織、運営その他の細目は、法第三十四条第一項の競走実施業務規程の定めるところによる。

4 競走実施機関は、第一項の規定により選手の登録を消除したときは、当該選手にその旨を通知しなければならない。

5 前条又は前項の規定により登録消除の通知を受けた者は、遅滞なく選手登録票を競走実施機関に返還するものとする。

(準用規定)

第二十一条 第十一条から前条まで(第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。)の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第四号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

第二十二条 第十一条から第二十条まで(第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。)の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第五号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(競走実施機関の処分等)についての審査請求

第二十三条 この省令の規定による競走実施機関の処分又はその不作为に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、競走実施機関の上級行政庁とみなす。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年九月一六日運輸省令第三五号）抄

1 この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年四月一〇日運輸省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年一〇月八日運輸省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年八月三日運輸省令第五一号）

この省令は、昭和四十六年九月一日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定 平成六年四月一日

附 則（平成一〇年一〇月九日運輸省令第六八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に交付を受けている改正前の第五号様式による選手登録票、第六号様式による審判員登録票又は第七号様式による検査員登録票は、当該登録票に記載されている登録の有効期間が満了する日までの間は、それぞれ改正後の第五号様式による選手登録票、第六号様式による審判員登録票又は第七号様式による検査員登録票とみなす。

附 則（平成一二年三月二日運輸省令第八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの省令による改正規定の適用については、第三条の規定による自動車登録番号標交付代行者規則第三条第四号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成一二年三月三〇日運輸省令第一七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一六年八月二五日国土交通省令第八四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に交付を受けているこの省令による改正前のボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第二号様式によるボート登録票及び第四号様式によるモーター登録票は、当該登録票に記載されている登録の有効期間が満了する日までの間は、それぞれこの省令による改正後の第一号様式によるボート登録票及び第二号様式によるモーター登録票とみなす。

附 則（平成二〇年二月一三日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に交付を受けている第二条の規定による改正前のボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第一号様式によるボート登録票、第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票及び第五号様式による検査員登録票は、当該登録票に記載されている登録の有効期間が満了する日までの間は、それぞれ同条の規定による改正後の第一号様式によるボート登録票、第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票及び第五号様式による検査員登録票とみなす。

附 則（平成二〇年六月二〇日国土交通省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年八月二二日国土交通省令第六三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二七年九月十八日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前のボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票及び第五号様式による検査員登録票は、当該登録票に記載されている登録の有効期間が満了する日までの間は、それぞれこの省令による改正後の第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票とみなす。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二三号）

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

2 ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の規定による競走実施機関（モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第三十二条第一項に規定する競走実施機関をいう。以下この項において同じ。）の処分についての審査請求であつてこの省令の施行前にされた競走実施機関の処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条及び第二十三条（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一号及び第十三条の改正規定に限る。）の規定 整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）

二 第十一条、第二十四条及び第二十六条の規定 整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日前に、この省令による改正前の海難審判法施行規則、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則及び航空法施行規則（欠格条項を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第一号様式（第4条関係）

ボート登録票

登録番号

登 録	年 月 日		有 効	年 月 日まで	
所 有 者	氏名 又は 名称			住 所	
ボート名					
種類及び級別					
最大幅			重 量	kg	
塗 装 の 大 要					
製 造 者	氏名 又は 名称			住 所	
製 造 年 月 日					
製 造 番 号					
このボートは、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第3条の規定により本会に登録されたものであることを証明する。 年 月 日 競走実施機関の長					

印

(用紙の大きさA列4番)

第二号様式 (第10条関係)

モーター登録票					登録番号	
登 録	年 月 日 ~			有 効	年 月 日まで	
所 有 者		氏名 又は 名称			住 所	
種 類 及 び 級 別						
シリンダ容積						
名 称 及 び 型 式						
製 造 者		氏名 又は 名称			住 所	
製 造 年 月 日						
機 関 番 号						
このモーターは、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第10条において準用する同令第3条の規定により本会に登録されたものであることを証明する。 年 月 日 競走実施機関の長						
						印

(用紙の大きさA列4番)

第三号様式（第15条関係）

85ミリメートル

選 手 登 録 票

登 録 番 号

氏 名

写 真

登 氏

有 効 期 間

生 年 月 日

国 籍 等

年 月 日

年 月 日まで

年 月 日

この者は、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第13条の規定により本会に登録された選手であることを証明する。

年 月 日

競走実施機関の長 印

53ミリメートル

第四号様式（第21条関係）

85ミリメートル	
審判員登録票	
登録番号	年 月 日
氏名	年 月 日まで
登録有効期間	年 月 日
国籍	
この者は、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第21条において準用する同令第13条の規定により本会に登録された審判員であることを証明する。	
年 月 日	
競走実施機関の長 印	
53ミリメートル	

第五号様式（第22条関係）

検査員登録票		85ミリメートル		
登録番号	登録名	年	月	日
登録氏名	登録有効期間	年	月	日まで
登録国籍	登録等	年	月	日
写真				
この者は、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第22条において準用する同令第13条の規定により本会に登録された検査員であることを証明する。				
年 月 日				
競走実施機関の長 印				

53ミリメートル